

## 大規模災害時初期対応マニュアル

災害発生時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保とともに児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことにあります。しかしながら、学校が避難所となった場合、災害の規模や被害の状況などにより、教職員が、災害対策本部担当職員が到着する以前の初期対応や災害の長期化に伴う避難所運営の支援などに当たることが必要となります。

こうした点を踏まえ、本マニュアルでは、区役所や地域の自主防災組織との連携を図りながら、学校における平常時の備えや対応の手順等、円滑な避難所運営のための基本的な事項などについてまとめます。「避難所開設・運営ガイドライン」と併せて、有事の際の備えとします。

### 1 大規模災害時初期対応マニュアルの位置づけ

時間経過		救命避難期 直後～		生命確保期 近隣地域等からの 救援物資等		生活確保期 数日後～		学校機能再開期 数週間後～		
災害状況等		地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等		消防・警察・自衛隊 などの救助開始		応急危険度判定士による 安全点検		仮設住宅等への 入居など		
学校	避難所としての機能	地震発生	地域住民などの 学校への避難	避難所の 開設	避難所の 管理運営	自治組織の 立ち上がり	自治組織の 確立	避難所機能と 学校機能の同 居	避難所機能の 解消と学校機 能の正常化	日常生 活の回 復
	対応するマ ニュアルな ど	危機管理 マニュアル (防犯及び防災 計画)	<b>大規模災害 初期対応 マニュアル</b>	区本部・自主防災組 織との情報共有		避難所開設・運営ガイドライン				
避難所運営（準備事務を 含む）への協力内容とし て考えられる例		施設設備の安全点検 学校施設開放区域の明示 駐車場を含む避難者の誘導 等		名簿作成 関係機関への情報伝達と収集 水や食料などの確保 備蓄品の管理と仕分け、配布 等		自治組織への協力 ボランティア等との調整 要援護者への協力 等		学校機能再開のための準備		

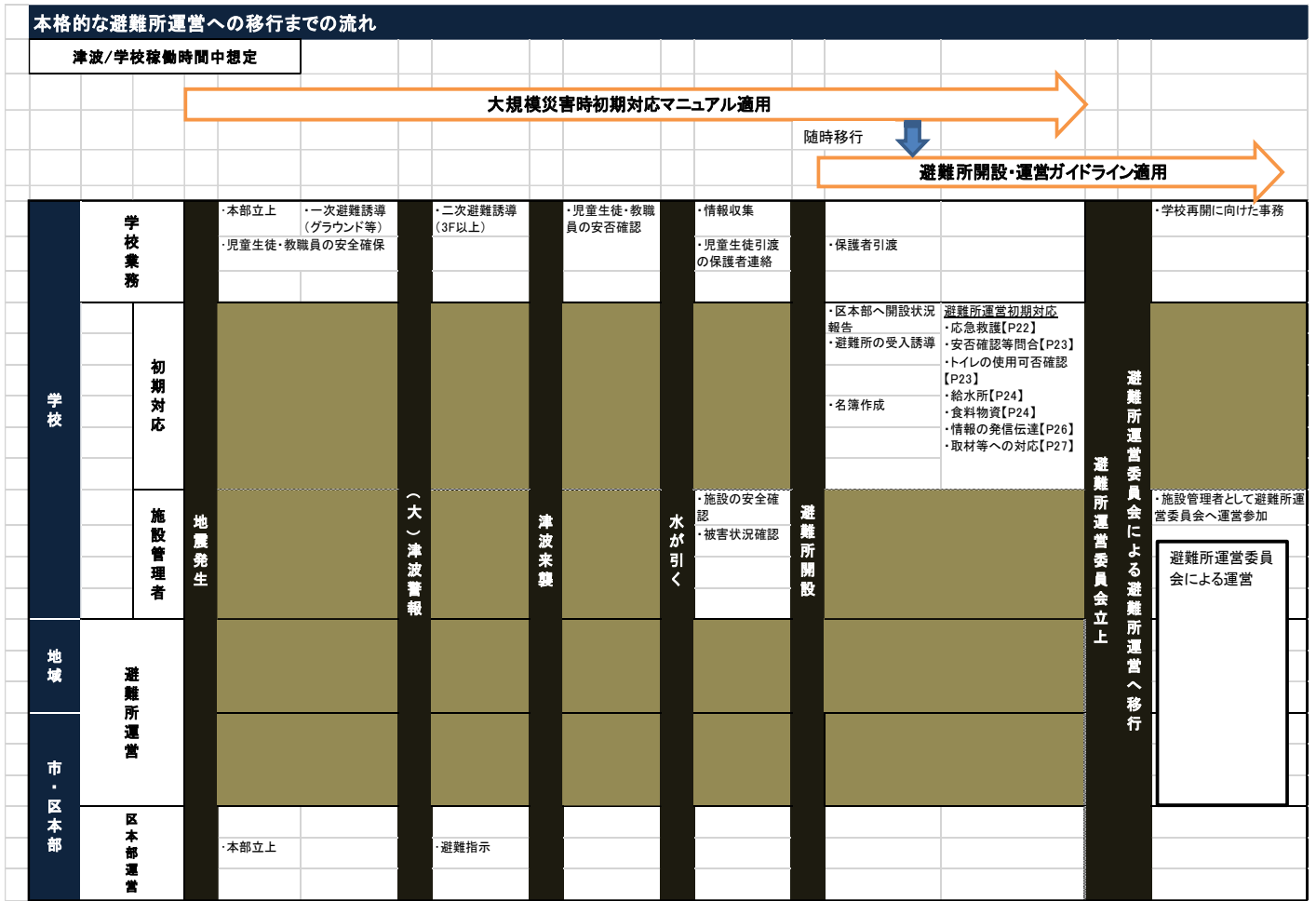
### 2 組織体制

- 学校災害対策本部長（校長 高元 伊智郎）…学校における災害対策全般の統括・避難所主任代行者
- 学校災害対策副部長（教頭 山本 努）…学校災害対策本部長の補佐
- 防災主任（ 奥林 克泰 ）…防災訓練・校内研修や避難所運営にかかる関係機関との連絡調整

#### <連絡先>

- ・区役所・・・（東淀区役所 保健福祉課 安全安心企画）06-4809-9820  
※区役所 避難所主任名（ 巳浪 寿元 みなみ としゆき ）
- ・地域代表（自主防災組織代表）・・・（代表者名 木原 正直 ）06-6321-2526
- ・教育委員会事務局・・・指導部 初等教育担当 06-6208-9176

### 3 【「本格的な避難所運営」への移行までの流れ】



#### 4 応急的な初期対応

##### (1) 【応急的な初期対応本部】

役職		名前		備考
総務班	本部長 (1名)	校長 高元 伊智郎 <small>(学校災害対策本部長と兼務)</small>		校長不在の時は、副校長や副本部長が代行する。 避難所運営委員会構成員
	副本部長 (校内1名)	教頭 山本 努	防災主任 奥林 克泰	教頭不在の時は、防災主任または各班長等が代行する。
	・管理班	前川 一広	寺井 賀奈子	各班長については、近隣在住の職員を中心に定め、不在の時は状況に応じて班員等で対応できる者を割り当てる。 ※班長は氏名の前に「○」を付すこと。 ※時間外対応可能者は <u>下線</u> を付すこと。
	・児童生徒・安否確認班	中村 颯志	藤澤 孝行	
	・施設物資管理・食糧班	福島 未希	田中 靖之	
	・救護班	西山 綾華	片岡 良子	

(2) 【初期対応時役割分担】

班	担当者または 担当分掌名 (例)	役割 (例)
総務	(管理職等)	初期対応体制の事務局 ・保護者連絡 ・区本部との連携 ・避難所運営委員会への参画 ・地域との連携 ・市災害対策本部（教育部）との調整 ・初期対応の記録の作成 ・避難所開設等の情報収集 ・取材対応
管理	(教務・事務・ 管理作業部等)	・避難所開設前段階における避難者の避難場所への誘導 ・避難者等(児童生徒含む)名簿作成と管理 ・地域の災害情報収集 ・避難者等(児童生徒含む)への情報提供 ・使用場所等の確認・指示・管理 ※施設管理者として使用不可の場所の提示等
児童生徒等 安否確認	(教務部等)	【稼業時間中】 ・児童生徒・教職員の安全確保 ・児童生徒の一時避難スペースへの誘導 【休業中】 ・児童生徒の安否確認 ・教職員の安否確認 ・避難場所への誘導
施設物資管理 ・食糧班	(生活指導部等)	・危険箇所の点検・管理 ・トイレの使用可否確認 ・情報伝達手段（電話・メールなど）の被害状況確認 ・貸し出し可能な学校備品の確認 ・救援物資の調達受入管理配給 <物資・食品などの在庫確認、物資配布場所の設営など>
救護	(管理健康教育 部等)	・避難者等(児童生徒含む)の保健衛生管理 ・応急処置や医療活動支援 ・避難者等(児童生徒を含む)の配慮を必要とする方の相談対応及び支援

(3) 区本部・避難所運営委員会との情報共有

▶ 伝達・引継ぎが必要な事項

- ・学校施設の被害状況（危険箇所を含む）・・・校舎配置図等へ被害状況を記載
- ・避難者名簿《作成中のもの》
- ・避難所運営委員会開設後の教職員の協力体制
- ・その他避難所運営上における留意事項  
（例）配慮すべき避難者の有無及びその内容

5 学校再開までの対応

	役 割	担当者または 担当分掌等	備 考
①	通学路の安全点検	(生活指導部等)	
②	学校施設・学校教具の復旧状況の確認	(事務・管理作業 部等)	
③	児童生徒のケア	(管理健康教育部 等)	
④	教員体制の確認	(教務部等)	
⑤	授業再開計画の確認	(管理職等)	
⑥	その他再開に向けた教育委員会事務局との調整	(管理職等)	
⑦			

6 災害時避難所配置図・校内敷地使用図の作成（別紙1・2参照）

災害時避難所配置図・校内敷地使用図（稼業時間中の児童生徒一時避難スペースを含む）を別紙を参考に作成してください。

※使用可能な教室については、区や地域の自主防災組織への鍵の貸与等についても協議してください。（必要に応じてエレベーターの鍵の使用方法的調整もお願いいたします。）

※地震の際には、エレベーターが停止し、閉じ込め事故が発生する場合もあるため、原則階段使用とし、それに伴う対応についても事前に協議してください。

【災害時も学校運営などのため避難者が使用できない場所】

校長室 ・ 事務室 ・ 職員室 ・ 印刷室

## 7 備蓄品等一覧

備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	点検者	点検日
料水 500ml	15 箱	校内備蓄倉庫	2028 年 3 月	区役所	
	15 箱	校内備蓄倉庫	2029 年 5 月	区役所	
	15 箱	校内備蓄倉庫	2033 年 4 月	区役所	
	15 箱	校内備蓄倉庫	2033 年 4 月	区役所	
保存食 (白粥個食)	100	校内備蓄倉庫	2027 年 6 月	区役所	
保存食 (ビスケット)	150	校内備蓄倉庫	2027 年 3 月	区役所	
毛布	300	校内備蓄倉庫	—	区役所	
簡易トイレ	4	校内備蓄倉庫	—	区役所	

--	--	--	--	--	--

## 8 学校備品貸出一覧

貸出品名	数量	保管場所	用途
長机	12 式	北館 1 階会議室	避難所運営事務用
長いす	150 脚	体育館倉庫	避難所運営事務用
筆記具	適宜	備蓄倉庫	避難所運営事務用
自転車	5 台	校舎玄関前 (鍵は職員室)	情報収集用
拡声器	2 台	北館 1 階職員室 (鍵は職員室)	避難所運営用
AED	1 台	北館 1 階職員室	避難所運営用
トイレットペーパー外 掃除道具	適宜	職員室前プレハブ (鍵は職員室)	避難所運営用
テント	3 張	体育倉庫 (運動場南 西、鍵は職員室)	避難所運営用
...	...	...	...